

令和6年（2024年）10月17日

中・義務教育学校長 殿

学 校 教 育 部  
指 導 担 当 部 長

地域クラブ活動等に係る兼職兼業の手続等について（通知）

このことについて、教員が地域クラブ活動等において指導者として従事する場合の手続き等は、下記のとおりとします。

記

1 地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に係る手続等

（1）教員が地域クラブ活動に従事する場合の流れ

- ① 従事を希望する教員は、地域団体や民間事業者等からの依頼状や労働条件通知書等を基に、校長に兼職兼業について相談し、了承を得る。
- ② 校長は、教員に兼職兼業の申請に必要な書類を提出させ、八王子市教育委員会教育長より教員の兼職兼業の許可を得る。

※ボランティアとして無償または実費弁償の範囲内のみの支給で従事する場合、兼職兼業の申請は不要です。

（2）校長が教員から従事について相談を受けたとき

校長は、教員から地域クラブ活動に係る兼職兼業に従事したい旨の相談等があった場合、本人に対して直接、労働条件通知書等に基づいて、以下の点を確認してください。

- ① 実際には本人は希望していないが、周囲からの要望や同調圧力から断れないという状況ではないこと。
- ② 勤務条件に問題がなく、かつ学校運営に支障がないこと。（地域クラブに従事する時間においても、教員としての勤務が急遽必要となった場合には、教員としての勤務が優先できる契約であること。）
- ③ 保護者や地域住民への説明責任が果たせるようなものであること。また、学校や教員の信用を失墜させることはないこと。特に、社会通念上適当とは言えない高額な給与等をもたらったり、依頼元に学校の児童生徒を勧誘して見返りにリベート等をもたらったりすることなどがないこと。
- ④ 学校における労働時間（教員としての所定労働時間と超過勤務として命じられて当該業務に従事した時間の合計）と兼職兼業における労働時間を通算した時間から、法定労働時間を差し引いた時間が単月100時間、複数月平均80時間を超えないこと。
- ⑤ 教員の心身の健康の確保のため、法定労働時間を超える労働時間（「時間外在校等時間」と兼

職兼業における「労働時間」の通算）が月45時間以内となるよう、業務改善等に努めること。

- ⑥ 職務に対する集中力に欠ける場合や地域クラブ活動に注力しすぎて本務である教員としての職務がおろそかになる場合には、兼職兼業の許可の取り消しも含めた指導や対応がなされることに同意していること。
- ⑦ 教員として指導する時間と、兼職兼業の従事者として指導を行う時間を明確に区別すること。また、参加者やその保護者にも周知すること。
- ⑧ 地域クラブ活動で事故が発生した場合の責任主体は、依頼元（従事先）であること。また、教員本人に事故があった場合も、公務災害とはならないため、保険に加入しておくことが望ましいこと。（スポーツ振興センターの災害共済金給付制度対象外）
- ⑨ 教育長から許可を受けた後でも、服務監督上問題が生じていないか等について、追加で確認を受けることがあること。

（3）申請手続きについては、校長から以下を教職員課までご提出ください。

- ① 兼業許可等申請書兼兼業実績報告書（本人が作成し、校長が所属長意見を記入）
- ② 勤務条件（従事内容、期間、時間、報酬額等）が記載された書類

（4）兼職兼業による従事の終了時には、校長から以下を教職員課までご提出ください。

- ① 兼業許可等申請書兼兼業実績報告書（本人が作成し、校長が確認）

## 2 その他

兼職兼業の文書提出期限について遅くとも従事開始日の1週間前までに提出してください。なお、遅れた場合は、手続が間に合わないため、兼職兼業または報酬を辞退していただくことがあります。また、日付を遡って申請することはできません。

### 【問い合わせ】

学校教育部教職員課 馬場、佐藤

電話 042-620-7328

E-mail: b301900@city.hachioji.tokyo.jp